

大阪市規則第104号

大阪市子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則

大阪市子ども・子育て支援法施行細則（平成27年大阪市規則第15号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）の改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものを加える。

改正後	改正前
(施設型給付費に係る利用者負担額等)	(施設型給付費に係る利用者負担額等)
第8条 次に掲げる額は、0とする。	第8条 [同左]
〔(1) 略〕	〔(1) 同左〕
<u>(2) 満3歳未満保育認定子ども（施行令第4条第2項に規定する満3歳未満保育認定子どもをいう。以下同じ。）に係る教育・保育給付認定保護者についての法第27条第3項第2号に掲げる額</u>	[新設]
<u>(3) [略]</u>	<u>(2)</u> [同左]
<u>(4) 満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者についての法第28条第2項第1号の教育・保育給付認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額</u>	[新設]
<u>(5) [略]</u>	<u>(3)</u> [同左]
<u>(6) 法第29条第3項第2号に掲げる額及び法第30条第2項第1号の教育・保育給付認定保護者の属する世帯の所得の状況そ</u>	[新設]

の他の事情を勘案して市町村が定める額

(7) [略]

(8) 満3歳以上保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者についての法第30条第2項第3号の市町村が定める額

(9) 法附則第6条第4項の規定により徴収する費用の額

(10) [略]

[削る]

(4) [同左]

(5) 満3歳以上保育認定子ども（施行令第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。）に係る教育・保育給付認定保護者についての法第30条第2項第3号の市町村が定める額

[新設]

(6) [同左]

2 次に掲げる額は、別表に定めるとおりとする。

(1) 満3歳未満保育認定子ども（施行令第4条第2項に規定する満3歳未満保育認定子どもをいう。以下同じ。）に係る教育・保育給付認定保護者についての法第27条第3項第2号に掲げる額

(2) 満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者についての法第28条第2項第1号の教育・保育給付認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額

(3) 法第29条第3項第2号に掲げる額及び法第30条第2項第1号の教育・保育給付認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額

(4) 特定満3歳以上保育認定子ども（施行令第4条第1項第2号に規定する特定満3歳以上保育認定子どもをいう。）に係る教育・保育給付認定保護者についての法第30条第2項第3号の市町村が定める額

(5) 法附則第6条第4項の規定により徴収

(特例施設型給付費等の額) 第9条 <u>教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者についての法第28条第2項第1号に定める額は、法第27条第3項第1号に掲げる額とする。</u> [削る] <u>2</u> 法第30条第2項第1号に定める額は、法第29条第3項第1号に掲げる<u>額</u>とする。 <u>3～7</u> [略] [削る]	する費用（以下「私立保育所保育料」という。）の額 (特例施設型給付費等の額) 第9条 <u>教育認定子ども（法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもをいう。）に係る教育・保育給付認定保護者についての法第28条第2項第1号に定める額は、法第27条第3項第1号に掲げる額とする。</u> 2 保育認定子ども（法第19条第2号及び第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもをいう。以下同じ。）に係る教育・保育給付認定保護者についての法第28条第2項第1号に定める額は、法第27条第3項第1号に掲げる額から保健福祉センター所長が決定した前条第2項第2号の額を控除して得た額（当該額が0を下回る場合には、0）とする。 <u>3</u> 法第30条第2項第1号に定める額は、法第29条第3項第1号に掲げる<u>額から保健福祉センター所長が決定した前条第2項第3号の市町村が定める額を控除して得た額</u>（当該額が0を下回る場合には、0）とする。 <u>4～8</u> [同左] (私立保育所保育料の徴収等) <u>第11条</u> 私立保育所保育料の各月分の納期限は、児童手当法（昭和46年法律第73号）第22条第1項に規定する特別徴収（以下「特別徴収」という。）の方法によって当該私立保育所保育料を徴収する場合を除き、当該児童が保育を受けた日の属する月の翌月の
---	--

	5 日（その日が日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その日後最初に到来する日曜日、土曜日及び休日以外の日）とする。 2 私立保育所保育料の徴収を行う職員は、当該徴収を行う場合においては、第1号様式による徴収員証を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。 3 法附則第6条第6項の規定による滞納処分のため財産の差押え又は財産の差押えのための調査、質問、検査若しくは搜索（以下「差押え等」という。）を行う職員は、差押え等を行う場合においては、第2号様式による身分を証する証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。 （利用者負担額等の特例） <u>第12条</u> 市長は、特別の事情により第8条第2項に定める額により難いと認めるときは、利用者負担額及び私立保育所保育料の額について、同項に定める額の範囲内において別段の定めをすることができる。 （児童手当からの私立保育所保育料の徴収に係る通知） <u>第13条</u> 市長は、児童手当法第21条第1項に規定する方法によって私立保育所保育料を徴収しようとするときは、次に掲げる事項を記載した所定の様式による通知書により、大阪市児童手当法施行細則（昭和47年大阪市規則第6号）第2条の規定による児
--	---

[削る]

[削る]

童手当の支払日までに、当該徴収の対象となる児童手当法第8条第1項に規定する受給資格者（以下この条において「受給資格者」という。）に通知するものとする。

- (1) 受給資格者の氏名及び住所
- (2) 受給資格者に係る私立保育所保育料を児童手当法第21条第1項に規定する方法によって徴収する旨
- (3) 児童手当法第21条第1項に規定する方法によって徴収すべき受給資格者に係る私立保育所保育料の額
- (4) 前2号に掲げる事項を決定した年月日
- (5) その他こども青少年局長が必要と認める事項

2 市長は、児童手当法第21条第1項に規定する方法によって私立保育所保育料を徴収したときは、次に掲げる事項を記載した所定の様式による通知書により、当該私立保育所保育料を徴収した月の末日までに、当該徴収の対象となった受給資格者に通知するものとする。

- (1) 受給資格者の氏名及び住所
- (2) 受給資格者に係る私立保育所保育料を児童手当法第21条第1項に規定する方法によって徴収した旨
- (3) 児童手当法第21条第1項に規定する方法によって徴収した受給資格者に係る私立保育所保育料の額
- (4) その他こども青少年局長が必要と認める事項

(児童手当からの私立保育所保育料の特別徴収に係る通知)

[削る]

(施行の細目)

第11条 [略]

附 則

1 [略]

2 [略]

[削る]

[削る]

[削る]

第14条 市長は、特別徴収の方法によって私

立保育所保育料を徴収したときは、次に掲げる事項を記載した所定の様式による通知書により、特別徴収の方法により当該私立保育所保育料を徴収した月の末日までに、当該徴収の対象となった児童手当法第22条第2項に規定する特別徴収対象者(以下「特別徴収対象者」という。)に通知するものとする。

- (1) 特別徴収対象者の氏名及び住所
- (2) 特別徴収対象者に係る私立保育所保育料を特別徴収の方法によって徴収した旨
- (3) 特別徴収対象者に係る特別徴収の方法によって徴収した私立保育所保育料の額
- (4) その他こども青少年局長が必要と認める事項

(施行の細目)

第15条 [同左]

附 則

(施行期日)

1 [同左]

(就労時間に係る要件に関する特例)

2 [同左]

(私立保育所保育料の納期限の特例)

3 私立保育所保育料の納期限に係る第11条第1項の規定の適用については、当分の間、同項中「翌月の5日」とあるのは「翌々月の26日」とする。

別表 (第8条関係)

[表 別紙1 挿入]

第1号様式

[様式 別紙2 挿入]

[削る]	<u>第2号様式</u> [様式 別紙3 挿入]
備考 表中及び表中に挿入される別紙の[]の記載並びに対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体を付した傍線は注記である。	

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和8年9月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の大阪市子ども・子育て支援法施行細則（以下「改正後の規則」という。）第8条の規定は、令和8年9月以後の月における特定教育・保育（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第27条第1項に規定する特定教育・保育をいう。以下同じ。）、特定地域型保育（法第29条第1項に規定する特定地域型保育をいう。以下この項及び第6項において同じ。）又は特定利用地域型保育（法第30条第1項第3号に規定する特定利用地域型保育をいう。以下同じ。）の利用に係る利用者負担額等（改正後の規則第3条に規定する利用者負担額及び改正後の規則第8条第9号に規定する額をいう。以下同じ。）について適用し、令和8年8月以前の月における特定教育・保育、特定地域型保育又は特定利用地域型保育の利用に係る利用者負担額等については、なお従前の例による。
- 3 改正後の規則第9条第1項及び第2項の規定は、令和8年9月以後の月における特定教育・保育又は特定地域型保育（法第30条第2項第1号に規定する特定地域型保育をいう。以下この項において同じ。）の利用に係る特例施設型給付費等（法第11条に規定する特例施設型給付費又は同条に規定する特例地域型保育給付費をいう。以下同じ。）の額について適用し、令和8年8月以前の月における特定教育・保育又は特定地域型保育の利用に係る特例施設型給付費等の額については、なお従前の例による。
- 4 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前に特定保育所（法附則第6条第1項に規定する特定保育所をいう。以下同じ。）において受けた保育に係る私立保育所保育料（改正前の規則第8条第2項第5号に規定する私立保育所保育料をいう。以下同じ。）の納期限については、なお従前の例による。
- 5 施行日前に特定保育所において受けた保育に要した私立保育所保育料に係る徴収若しくは差押え等（改正前の規則第11条第3項に規定する差押え等をいう。）に係る徴収員証若しくは身分を証する証明書の携帯又は提示については、なお従前の例による。
- 6 令和8年8月以前の月における特定教育・保育、特定地域型保育又は特定利用地域型保育の利用に係る利用者負担額等の特例については、なお従前の例による。

- 7 施行日前に特定保育所において受けた保育に係る私立保育所保育料に係る児童手当からの徴収（児童手当法（昭和 46 年法律第 73 号）第 21 条第 1 項の規定による徴収をいう。）又は特別徴収（同法第 22 条第 1 項に規定する特別徴収をいう。）に係る通知については、なお従前の例による。

[別表 別紙1]

教育・保育給付認定保護者の区分		月額	
		標準時間認定保護者	短時間認定保護者
第1階層	特定教育・保育等のあった月において被保護者又は小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親である教育・保育給付認定保護者	円 0	円 0
第2階層	算定対象扶養義務者全員が特定教育・保育等のあった月の属する年度（特定教育・保育等があった月が4月から8月までの場合にあっては、前年度。以下この表において同じ。）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。）（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。以下同じ。）を課されない者（市町村（特別区を含む。以下同じ。）の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。）である場合における教育・保育給付認定保護者（第1階層に該当する者を除く。）	0	0
第3階層	算定対象扶養義務者全員が特定教育・保育等のあった月の属する年度分の地方税法の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。以下同じ。）を課されない者（市町村の条例で定めるところにより当該所得割を免除された者を含むものとし、当該所得割の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。）である場合における教育・保育給付認定保護者又は当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者が特定教育・保育等のあった月において要保護者等に該当する場合	2,000	2,000

	ける教育・保育給付認定保護者（第1階層又は第2階層に該当する者を除く。）	における当該教育・保育給付認定保護者（以下この表において「要保護世帯等教育・保育給付認定保護者」という。）		
		要保護世帯等教育・保育給付認定保護者以外の教育・保育給付認定保護者	8,100	8,000
第4階層	算定対象扶養義務者全員についての特定教育・保育等のあった月の属する年度分の地方税法の規定による市町村	要保護世帯等教育・保育給付認定保護者	3,500	3,500
	村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割の額（施行規則第21条に定める規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。以下同じ。）を合算した額（以下この表において「市町村村民税所得割合算額」という。）が46,000円未満である場合における教育・保育給付認定保護者（第1階層、第2階層又は第3階層に該当する者を除く。）	要保護世帯等教育・保育給付認定保護者以外の教育・保育給付認定保護者	10,100	10,000
第5階層	市町村村民税所得割合算額が46,000円以上48,600円未満である場合における教育・保育給付認定保護者（第1階層、第2階層又は第3階層に該当する	要保護世帯等教育・保育給付認定保護者	5,000	5,000
		要保護世帯等	11,800	11,700

	場合を除く。)	教育・保育給付 認定保護者以 外の教育・保育 給付認定保護 者		
第6階層	市町村民税所得割合算額が48,600円 以上50,000円未満である場合におけ る教育・保育給付認定保護者（第1階 層、第2階層又は第3階層に該当する 場合を除く。）	要保護世帯等 教育・保育給付 認定保護者	6,000	6,000
		要保護世帯等 教育・保育給付 認定保護者以 外の教育・保育 給付認定保護 者	14,000	13,800
第7階層	市町村民税所得割合算額が50,000円 以上54,000円未満である場合におけ る教育・保育給付認定保護者（第1階 層、第2階層又は第3階層に該当する 場合を除く。）	要保護世帯等 教育・保育給付 認定保護者	7,000	7,000
		要保護世帯等 教育・保育給付 認定保護者以 外の教育・保育 給付認定保護 者	15,700	15,500
第8階層	市町村民税所得割合算額が54,000円 以上59,000円未満である場合におけ る教育・保育給付認定保護者（第1階 層、第2階層又は第3階層に該当する 場合を除く。）	要保護世帯等 教育・保育給付 認定保護者	8,000	8,000
		要保護世帯等 教育・保育給付 認定保護者以 外の教育・保育 給付認定保護	18,300	18,100

		者		
第9階層	市町村民税所得割合算額が59,000円以上77,101円未満である場合における教育・保育給付認定保護者（第1階層、第2階層又は第3階層に該当する場合を除く。）	要保護世帯等教育・保育給付認定保護者	9,000	9,000
		要保護世帯等教育・保育給付認定保護者以外の教育・保育給付認定保護者	21,500	21,300
第10階層	市町村民税所得割合算額が77,101円以上79,000円未満である場合における教育・保育給付認定保護者（第1階層、第2階層又は第3階層に該当する場合を除く。）		21,500	21,300
第11階層	市町村民税所得割合算額が79,000円以上97,000円未満である場合における教育・保育給付認定保護者（第1階層、第2階層又は第3階層に該当する場合を除く。）		24,900	24,700
第12階層	市町村民税所得割合算額が97,000円以上115,000円未満である場合における教育・保育給付認定保護者（第1階層、第2階層又は第3階層に該当する場合を除く。）		28,300	27,900
第13階層	市町村民税所得割合算額が115,000円以上133,000円未満である場合における教育・保育給付認定保護者（第1階層、第2階層又は第3階層に該当する場合を除く。）		32,700	32,300
第14階層	市町村民税所得割合算額が133,000円以上169,000円未満である場合における教育・保育給付認定保護者（第1階層、第2階層又は第3階層に該当する場合を除く。）		39,400	39,000

第15階層	市町村民税所得割合算額が169,000円以上211,201円未満である場合における教育・保育給付認定保護者（第1階層、第2階層又は第3階層に該当する場合を除く。）	45,100	44,500
第16階層	市町村民税所得割合算額が211,201円以上217,000円未満である場合における教育・保育給付認定保護者（第1階層、第2階層又は第3階層に該当する場合を除く。）	45,100	44,500
第17階層	市町村民税所得割合算額が217,000円以上256,000円未満である場合における教育・保育給付認定保護者（第1階層、第2階層又は第3階層に該当する場合を除く。）	50,700	50,100
第18階層	市町村民税所得割合算額が256,000円以上301,000円未満である場合における教育・保育給付認定保護者（第1階層、第2階層又は第3階層に該当する場合を除く。）	53,000	52,400
第19階層	市町村民税所得割合算額が301,000円以上358,000円未満である場合における教育・保育給付認定保護者（第1階層、第2階層又は第3階層に該当する場合を除く。）	59,200	58,600
第20階層	市町村民税所得割合算額が358,000円以上397,000円未満である場合における教育・保育給付認定保護者（第1階層、第2階層又は第3階層に該当する場合を除く。）	61,700	61,100
第21階層	市町村民税所得割合算額が397,000円以上432,901円未満である場合における教育・保育給付認定保護者（第1階層、第2階層又は第3階層に該当する場合を除く。）	65,900	65,300
第22階層	市町村民税所得割合算額が432,901円以上536,000円未満である場合における教育・保育給付認定保護者（第1階層、第2階層又は第3階層に該当する場合	65,900	65,300

	を除く。)		
第23階層	第1階層から第22階層までのいずれにも該当しない 教育・保育給付認定保護者	70,600	70,000

備考

- この表において「特定教育・保育等」とは、特定教育・保育、特定地域型保育又は特定利用地域型保育をいう。
- この表において「被保護者」とは、生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者をいう。
- この表において「算定対象扶養義務者」とは、教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属し、生計を一にしている者（当該教育・保育給付認定保護者に係る教育・保育給付認定子どもの父母及びそれ以外の扶養義務者であって当該世帯の生計を主として維持している者として市長が認めるものに限る。）をいう。
- この表において「要保護者等」とは、施行令第4条第2項第6号に規定する要保護者等をいう。
- この表において「小規模住居型児童養育事業」とは、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業をいう。
- この表において「里親」とは、児童福祉法第6条の4に規定する里親をいう。
- 地方税法第323条の規定による市町村民税の減免が行われた場合には、その減免された額を所得割の額から控除して得た額（当該額が0を下回る場合には、0）を所得割の額とする。
- この表において「短時間認定保護者」とは、施行令第4条第2項第1号に規定する短時間認定保護者をいう。
- この表において「標準時間認定保護者」とは、短時間認定保護者以外の保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者をいう。
- 市町村民税所得割合算額を算定する場合には、教育・保育給付認定保護者又は当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属し、生計を一にしている者（当該教育・保育給付認定保護者に係る教育・保育給付認定子どもの父母及びそれ以外の扶養義務者であって当該世帯の生計を主として維持している者として市長が認めるものに限る。）が指定都市（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市をいう。以下同じ。）の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして、市町村民税所得割合算額を算定するものとする。
- 特定被監護者等（施行令第14条に規定する特定被監護者等をいう。以下同じ。）が同一世帯

に2人以上いる場合の教育・保育給付認定保護者に係る特定被監護者等である保育認定子どもに関する利用者負担額等（利用者負担額及び私立保育所保育料の額をいう。以下この表において同じ。）は、当該保育認定子どもが特定被監護者等のうち出生の時が最も早い者である場合を除き、0とする。

12 次の各号に掲げる場合における利用者負担額等は、この表の月額欄に記載されている金額を25日を基礎として日割りによって計算して得た額とする。

- (1) 月の途中において特定教育・保育等を受け始めた場合
- (2) 月の途中において特定教育・保育等を受けることをやめた場合
- (3) 月の途中において利用する特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業所の変更を行った場合
- (4) 施行規則第58条第4号のこども家庭庁長官が定める場合に該当し、保育の提供がなされなかった場合

[第 1 号様式 別紙 2]

第 号

子ども・子育て支援法附則第 6 条第 4 項の規定による保育料の徴収員証

写真

所 属
氏 名
生年月日

上記の者は、子ども・子育て支援法附則第 6 条第 4 項の規定による私立保育所保育料の徴収を行う職員である。

発行 年 月 日

(有効期間 1 年)

大阪市長

印

[第2号様式 別紙3]

第 号
子ども・子育て支援法による差押え等従事職員の証

写真

所属

氏名

上記の者は、子ども・子育て支援法附則第6条第6項の規定による私立保育所保育料の滞
納処分のための財産の差押え等を行う職権を有する者である。

発行 年 月 日

(有効期間1年)

大阪市長

印